

報道関係者 各位

平成27年9月28日(月)
年金積立金管理運用独立行政法人
企画部 企画課

(担当) 課長 もり しんいちろう 森 新一郎

(電話直通) 03(3502)2486

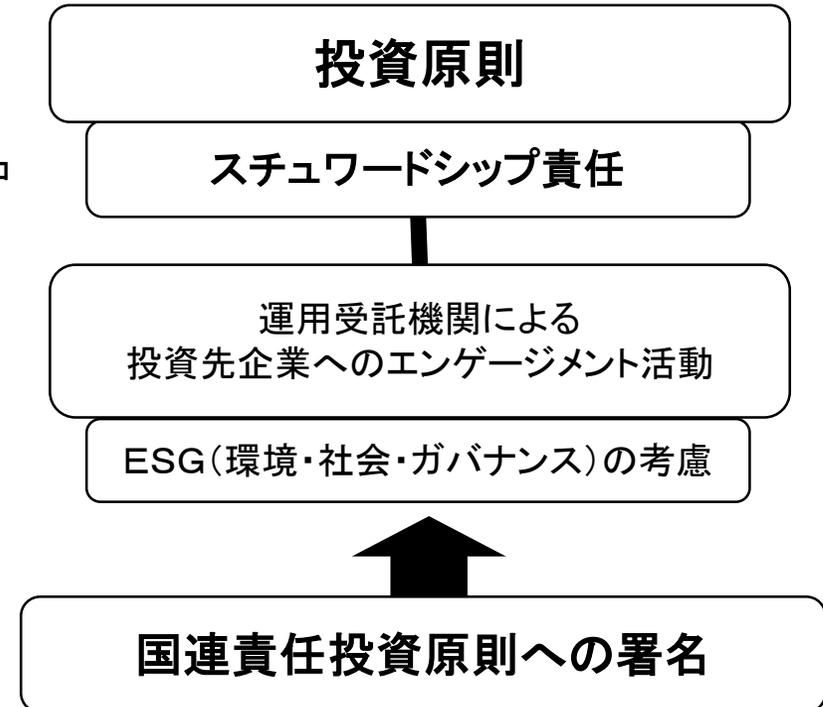
(F A X) 03(3503)7398

国連責任投資原則への署名について

年金積立金管理運用独立行政法人は、平成27年9月16日、資金運用においてESG（環境、社会、ガバナンス）の視点を反映させる国連責任投資原則の署名機関になりました。詳しくは別紙をご覧ください。

ESGの取組みに係る基本方針

- GPIFは、投資原則の1つとして、「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」こととしており、国内においては、日本版スチュワードシップ・コードに基づいた取組みを行ってきたところである。
- こうした対応は、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこと等とされていることを踏まえ、「企業価値の向上や持続的成長を促すことで被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図ることは、年金積立金の性格からも適切」であるとの考え方に基づいている。
- 投資先企業におけるESG(環境・社会・ガバナンス)を適切に考慮することは、この「被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図る」ための基礎となる「企業価値の向上や持続的成長」に資するものとする。
- このため、GPIFとしては、スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、
 - (1)運用受託機関が行っている投資先企業へのエンゲージメント活動の中で、これまで以上にESGを考慮した「企業価値の向上や持続的成長」のための自主的な取組みを促す、
 - (2)GPIFのESGに対する考え方を明確にするため、国連責任投資原則に署名する、
 - (3)並行して、ESGを考慮したスマートベータやアクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に取り組むこととし、研究を継続することとした。



国連責任投資原則とGPIFにおける取組方針

	国連責任投資原則	GPIFにおける取組方針
1	私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関(国内株式、外国株式)におけるエンゲージメント活動におけるESGの適切な考慮について評価することを業務方針に明記し、公表する。 ・公表している「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を変更し、ESGの適切な考慮を明記する。
2	私たちは、活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公表している「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を変更し、ESGの適切な考慮を明記する。 <p>(注) GPIFは法令により株式の直接保有ができないため、運用受託機関を通じてESGに取り組むこととする。</p>
3	私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関が行うエンゲージメント活動の中で、投資先企業におけるESGの課題への対応方針について説明を求める。
4	私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関に対して、国連責任投資原則の署名状況について報告を求め、署名しているのであれば活動状況及び活動内容を、署名していないのであればその理由を説明するようそれぞれ求める。
5	私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国連責任投資原則のネットワークの活動に参加する。
6	私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国連責任投資原則で求められる報告書を作成し、報告する。 ・毎年度、運用受託機関の取組状況のヒアリングを含むGPIFの取組みを公表する。